

- ・この申出は、育児休業等開始年月日から、育児休業等終了後1月以内(例:終了日が3月31日の場合は4月30日まで)の間に提出してください。
- ・標準報酬月額にかかる保険料が免除となるのは、原則、育児休業等開始年月日の属する月分から、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の前月分までとなります。
- ・育児休業等開始年月日の属する月と育児休業等終了年月日の翌日が属する月が同一の場合には、当該月内で合計14日間以上の育児休業等を取得しているときに限り、その月の標準報酬月額にかかる保険料が免除となります。
- ・育児休業等開始年月日から1月を超える育児休業等を取得した場合に限り、育児休業等開始年月日の属する月から育児休業等終了年月日の翌日が属する月の前月までに支払われた賞与にかかる保険料が免除されます。

- ・保険料の免除期間中も健康保険・厚生年金保険の被保険者資格が存続しているため、標準報酬月額に基づき、**傷病手当金の支給**の計算が行われます。
- ・賞与保険料が免除される場合も、標準賞与額として決定し、健康保険の年度累計額に算入されるため、賞与支払届の提出が必要です。
- ・原則、育児休業等終了日の翌日が属する月分から保険料が発生します。育児休業等終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『育児休業等終了時報酬月額変更届』を提出することができます。